

令和元年 8 月 26 日

陳情第 14 号

公共施設包括管理業務委託プロポーザルについての陳情書

公共施設包括管理業務委託プロポーザルについての陳情書

【陳情趣旨】

令和元年6月14日に公共施設包括管理業務委託プロポーザル実施要領が公表されました。

この要領によると市内93ヶ所の公共施設の管理業務を一括委託しようとするものであります。

その目的として質の向上や効率化を挙げております。

私達は小田原市が実施しようとしているこの方法は大きな問題があることを提起せざるを得ません。それは表示された管理箇所が93ヶ所あり、しかも各管理項目を累計すると583項目にもなる業務でありまして、数多くの市民が関係しており、しかも数多く市内の業者がこの業務に携わってきているからであります。

私達が大きな問題であると申し上げているのは、ここに至るまでの手順であります。

小田原市は「対話型市場調査」と銘打って、令和元年5月13日～5月16日に関係者とヒアリングをしておりまして、その結果は公表されておりますが、これは個々にヒアリングを行ったと聞いており、それぞれの意見が、あたかも業界全体の意見として解釈していると思わざるを得ない。これが問題であると言っているのです。

その後、それを基に6月14日に公共施設包括管理業務委託実施要領が公表されたのであります。

つまり、「対話型市場調査」で出された関係者の意見・考え方・課題・疑問・要望等々をどのように分析し、どのような検証を経て、そしてその結果を市場調査に参加した関係者へ、どのようにフィードバックして、この度のプロポーザル方式による包括委託にすることに至ったのか、全く明らかにされておりません。「対話型」と言いながら、市民や関係者の考え方を「聞いたという型」をつくった、つまり方便に過ぎないと思わざるを得ません。

さらに問題なのは、市民や関係者の考え方の把握をする前に、つまりは市場調査によって包括委託がベストであることを決める前に、令和元年度（平成31年度）当初予算（平成31年3月定例議会）にプロポーザルの審査委員の報酬費が計上されていることであります。

この時は、改選前の議会ですが「対話型市場調査」前ですので、議会へは現状分析や検証経過などの詳細は説明されてないということになります。

小田原市の担当者から説明を受けた関係者は「市内業者を積極的に使ってほしいと頼むからよいでしょう」と言われたようです。そして「仕方ないよ、もう決まっているようだよ、従わざるを得ないよ」と発言しておられます。小田原市の担当者はどう分析しているのでしょうか。それでも押し進めるとするのなら、押し付けの何ものではないと思わざるを得ません。

このたび陳情いたしました理由のひとつには、次のようなことが発生したからでもあります。それは平成30年度末に発生した小中学校普通教室等空調設備設置事業に係る件であります。これは全小中学校へ空調施設を設置する事業であります。これもプロポーザル方式による一括発注でありました。議会が承認した第一交渉権者の共同企業体（JV）と契約段階に至った時にJVの代表業者が経営破綻したという出来事です。JVの代表者が破綻したわけですから、私達は当然、議会承認案件であるので第二交渉権者と交渉するか、又はプロポーザルのやり直しをするのではないかと考えていました。しかし小田原市は、事前に議会をはじめ関係者へ説明し、いわゆる根回しをして自らつくった要領・要項等を盾に、代表者を替えて現在に至っています。この事業は小田原市内業者を優先することが表れていました。私達はこのことには全く異存ありません。しかし業界の実態分析を全くしなかったところに問題があった訳です。つまりいくつか分割して、小田原市内だけの

業者によるJV方式にすべきであったのです。さらにこのような作業を進める前に、まずは詳細な実態を把握して検証を致し、議会はもちろん、関係者とのヒアリング等を経て実行しなければならなかったことを申し上げているのです。

この問題は平成31年3月定例議会でも問題提起されたようですが、問題になることは当然であります。小田原市はこのような大きな問題が生じ議会でも取り上げられ、苦い経験をしているにもかかわらず、再び公共施設の包括業務委託（プロポーザル方式）による手法を突然公表し、しかもスケジュールまでも明示しています。そして「決定したことだ、何があろうとも、この通りに進めるんだ。」と言わんばかりのこの方法は大きな問題であります。ましてやこの要領によると「議会の承認が得られなければ中止する。」と明示しています。示されているスケジュールによると議会への承認手続きをするのは、令和元年12月定例議会であると思います。この時は既定の進め方が決まってしまう、のではないのでしょうか。議会をはじめ業務に係る関係者は、この進め方の是非をどこでチェックするのでしょうか。私達はこれがおかしいと申し上げているのであります。つまり議会軽視、あえて言わせていただければ、議会のチェック機能を奪っているのではないかという問題を提起しているのであります。

7月19日の市議会総務常任委員会に対して、小田原市からこの包括委託に関して報告があったので、傍聴いたしました。議員各位から種々の質問があり、これに対して市担当から回答がありました。このやり取りから更に問題が現出いたしました。それは小田原市が市内業者の受注機会についてモニタリングをするとか、審査基準の配点を市内業者の優先活用で高くするとか、契約した後に市内業者を優先するように指導するとか等々の説明がありましたが、これは行政側の全くの認識不足であります。それは行政側がどのように働きかけをしようとも、結果的には民民の契約関係には立ち入ることは出来ません。それが為の下請業者は大手業者の言いなりにならざるを得なくなり、結果的には淘汰されてしまうのであります。小田原市はこの認識を身に付けてほしいと思います。

約16億円の一括発注でなく、部門別とか項目別にしての発注方法も考え方としてあるのではないかと議員の質問もありましたが、これに対しては納得の行く説明がありませんでした。何故なのだろうか予定通り進めたいということが、凝り固まっているからだと思います。つまり多角的に検討してみようという柔軟性が無いからだと思います。

また全国的にはまだ数多く実施してないようですが、（神奈川県内では実施していないと伺っています）千葉県流山市だけの例を挙げて、「素晴らしい方法だ」と言わんばかりの説明がありましたが、本当にそうなのだろうか。ましてや小田原市の実態に合致しているのだろうか、検証をどこまでしたのだろうか、ただどうしても予定通り進めたいが為の方便としての説明ではないだろうかと思わざるを得ません。何故かと言いますと、実施要領が公表されたのが令和元年6月17日です。そして今着々と作業を進めております。しかもこの実施要領へは何ら関係者の考えが取り入れられておりません。何故にこんなに急がなくてはいけないのでしょうか。現状を把握し、分析検証し、そしてこの度の包括委託をプロポーザルで実施した場合との対比、それが小田原市民側さらにはこの業務を支える業界側の実態をも分析検証して決めてゆかなければならないと思います。拙速し過ぎであると思います。そこでまずは、この手法の是非を検証すべきではないのでしょうか。さらには慌てて令和元年度中に実施しなくても良いのではないかと思ひ、以下の通り陳情いたします。

【陳情項目】

- ① 業務委託93か所（583項目）の委託の現状分析検証をした後、現状より更に効率的なグループ

分けをして、市が直接委託発注をすることを求めます。

- ② ①の発注後、統括してマネジメントすることも考えられるので、この方法を検討することを求めます。
- ③ ①②の検討作業中は、現在の作業を停止することを求めます。

令和元年 8 月 26 日

小田原市議会議長

奥山 孝二郎 様

提出者

小田原市酒匂 2-29-29

鈴木 保 印

小田原市久野859-3

譲原 誠 印

小田原市飯泉609-8

難波 晃 印

小田原市中里412

下田 剛士 印

小田原市南鴨宮 3-37-13

川口 秋子 印

小田原市久野169-4

株式会社協和設計

代表取締役 市川 脩 印

小田原市久野169-4

有限会社協和企画

代表取締役 市川 脩 印

小田原市谷津267-44

秋山 太米雄 印

小田原市蓮正寺774-1

株式会社ニッテク

代表取締役 西島 昭夫 印

小田原市蓮正寺783-46

有限会社ダイカン

代表取締役 西島 修 印

小田原市上町487-4

株式会社サイトウ

代表取締役 齋藤 正子 印

小田原市栢山284-3

株式会社フジコー

代表取締役 藤井 淳史 印

小田原市城山 1-29-1

長澤 利朗 ㊞